

水戸家庭裁判所委員会（第４６回）議事概要

1 開催日時 令和８年６月１８日（木）午後３時から午後４時４５分まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者 （委員）

安部加奈子、小川正一、武田清美、永野達郎、野口康彦、平塚利子、平野弥生、藤井聖悟、松田俊哉、三村悠紀子、目幡久之、百瀬弘美、山本和朗（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 田島朋子、首席書記官 佐藤雅人、事務局長 浅沼浩幸、事務局次長 大瀬佳子、訟廷管理官 田山勝典、総務課課長補佐 曾呂利理恵

4 議事 （本日のテーマ「裁判所における障害者配慮の実情について」）

(1) 水戸家庭裁判所委員会（第４５回）のフィードバック

(2) 裁判所からの説明

裁判所における障害者配慮の実情について説明が行われた。

(3) 質疑応答・意見交換

別紙のとおり

(別紙)

《テーマに対する質疑応答・意見交換の概要》

(■委員長、○委員、△裁判所側の説明者)

■ 水戸家庭裁判所における障害者配慮の実情をご説明いただきましたが、ご感想などを伺いたと思います。検察官は職務上、裁判所にお越しになることが多いと思いますが、裁判所のユーザーという視点でどのような感想をお持ちになりましたか。

○ 裁判所が利用者のことを考えて、設備面のみならず、個別の具体的な事例を想定した上で対応されているということを知り、勉強になりました。

■ ありがとうございます。

弁護士も裁判所を利用する立場にあると思いますが、いかがでしょうか。

○ こちらの議題をいただいてから、登庁する際に裁判所内を見て歩きました。どこもエレベーターがあったりとか、家庭裁判所内は特に階段等もなく、フラットな床でありますので、車椅子を使用される際も円滑に移動ができるのかと思いました。

地方裁判所の方は一部階段があったりしますが、機械が横についていて、おそらく車椅子で移動できるのかなと思いますので、その点で、どのような方でもいらっしゃれると思います。

入り口自体のところもスロープ等がついておりますので、ベビーカーの方とか、ご高齢の方でも円滑に登れるのかなと思って拝見しております。それ以外にも、車椅子や老眼鏡を置いたりして、広い範囲で対応ができているのではないかなと思っています。弁護士という立場でできることとしては、直接お話をする時に配慮するということかたちになるので、このような機材という点では、あまり及んでいないのかなと思います。

■ ありがとうございます。

保護司の方は、検察官や弁護士ほど裁判所に訪れる機会は多くないかもしれませんが、裁判所における障害者配慮の実情を聞いて、あるいは、裁判所にお越しになられた際に何か感じたことはございますか。

○ 家庭裁判所は、障害者に応じて備品等での対応をされていると思いますが、保護司の場合は、本人の更生を目的としているので、面接が中心です。

障害を持った対象者に対して、どう面接していくのが一番の課題かと思っています。

■ その対応に対して、後で詳しく伺わせていただきたいと思います。

(休憩)

- 続いて、障害者配慮の実情を踏まえて意見交換をしたいと思います。意見交換事項は、次の2点です。

1つ目は、「各所属団体における障害者配慮の実情及び取組に関する工夫例等について」です。委員の皆様が所属先の施設を利用する障害者の方に対してどのような配慮をしているかご紹介いただければと思います。その上で、2つ目「裁判所における障害者配慮をより良いものにするための取組工夫について」のご意見やご提言などをいただければと思います。

- 私どもの社会福祉法人では、重度身体障害者の施設も運営しております。今回、こちらの資料を拝見して、こんなにも行き届いた資料ができていることに驚きました。うちの法人ではこんなにきちんと文書化されておりません。いわゆる生活の場なので、日常生活の中での対応になっています。もしかしてうちの利用者さんが裁判所に来ると、ほとんど完璧に対応していただけるのかなと感じました。

高齢者施設も運営しておりますが、こちらも支援をいただかないと生活ができない方たちなので、普段は支援することは全て当然と思ってやっていますが、ここまですべて文書化されて、これが徹底されたら非常に完璧だという感想を持ちました。

- ありがとうございます。

社会福祉士、また社会福祉法人の理事長という立場でいらっしゃるかと思います。日常されているお仕事の中で、障害者配慮は具体的にどのようなことをされていますか。

- 身体的な配慮よりも精神的な配慮への対応が非常に難しいと常日頃考え思っております。高齢の方ですと認知症を伴っている方がほとんどで、身体的なことは職員もある程度技術も訓練されておりますが、認知症の方への対応は、訓練もして研修も重ねてはいますが、メンタル的なところの対応に非常に悩んでおります。

- 私は大学の教員ですが、共通テストに変わり、時代が変わり、試験で合理的な配慮を求める学生さんが増えてきたのと、入学後にオンライン受講をしてほしいという学生さんが増えてきていると思います。身体障害者の方の福祉は、昭和25年に一番早くできていて、バリアフリーも認知があると思いますが、精神の障害というのは、手帳を持っているのか、本人の自己申告なのか、あるいは何か医師の診断を受けているのか等あるので、精神障害を一括りでは言いづらいなと思っています。

大学に入学して合理的配慮を求める場合に、医師の診断を受けてどういう助言をもらっているのか等の根拠を見て、どういう配慮をしていくのかは、各教員の判断に委ねられていて、そこは非常に慎重にやっています。おそらく裁判所でも、客観

的な根拠資料を求めるような事案が今後出てくるのだろうなと考えました。

裁判所においてこういった取り組みがされ始めたのは、日本の場合には遅いかなと思っていますが、こういった会合が開かれて、関係者の方たちが取り組みを知ること自体は意義があると思いました。

例えば、知的障害の人なら法律用語が難しかったり、漢字が読めなかったりもするので、配慮が必要です。また、本当に配慮が必要な人が「配慮が必要です」と申し出るのか、どんな配慮が必要なのか、ということを誰がどう判断をしていくのかというところが今後一つの大きな課題になっていくのかなと思いました。

合理的配慮が私立大学でも義務化され、すべての学校で合理的配慮をするということになりました。これから、大学でも合理的配慮を求めてくる人たちが増えてくるのだろうなということを考えながら聞いておりました。

- 先ほどのプレゼンでも、従来型の身体障害に対するサポートが減ってきていて、他のものが増えてきているというのは、本当にその通りだなと病院でも感じています。

身体障害に関しては、日本全国津々浦々、お互いの知恵を見たり聞いたりしながらすごく進歩しているので、とても困っている方は実際そんなにいないのではないかなというレベルに来ていると思いますが、知的障害、精神障害、発達障害については医療現場でも困難を感じております。

大学だと根拠が必要との事でしたが、我々は病歴を聞き、特別サポートをします。特に精神障害に関しては、妊産婦の指導料という形で特別加算が付いたり、国としてもそのような事を積極的にやっていく方向になっています。

多くの人がいる中で待てない、男性の人が怖い、人によって困り度は違い、言い出せない方もとても多いので、同行の方にどういう方かお伺いして別室で待っていただくなど、安心できる環境を提供できるように工夫して、我々は、そういった方を受け入れる病院として配慮をしています。

見てわかる知的障害の方は実際少なく、軽度の方がすごく社会に出ていらっしやって、そういう方が裁判所にも来ても気づかないということはあると思います。

知的障害の方の特徴としては、待てない人が多く、ちょっと嫌なことがあると怒る、自分の考えをはっきり口に出せないということがあります。文字をひらがなばかりで書くような方とかは、おそらく知的障害が背景にあります。その場合、専門用語を簡単な言葉にしても、通じないことがあるので、よりわかりやすく絵や平易な言葉を使ったり、時間をかけたりということはしています。最近問題になっているのがやっぱり発達障害だと思うのですが、発達障害にもアスペルガー寄りの方、ADHD 寄りの方、いろいろ特性がありますが、バーッと話されると頭に入っていないので、箇条書きにしたり、可視化をするということで、特別に目で見えてわかる資料を作り、不安を取り除けるように努力しています。

そのような取り組みをするには時間も場所も人員も必要になるので、この資料を配られて素晴らしいと思いましたが、「障害があることを理由として対応の順番を後回しにしてはいけない」と書かれているのは正直疑問を抱きました。

我々も予約を受けるにあたって、人手がかかる方には、時間をずらして来ていただいたりしています。それをあえて合理的配慮と呼んでいいのかなとか、色々考えるところがありましたが、今後はそういうことをやっていく時代になっているのかなと思っています。

■ 病院というのは、お体が不自由な方がたくさん来られるところかと思いますが、先ほどの裁判所の説明を聞いて、ここは足りないのではないかな、あるいは何かお気づきになったところはございますか。

○ 大学の方も同様に、本人が言い出さないと配慮しないシステムになっている事が、なかなか難しいのかなと思いました。誰でも声をかけられる人を置いたり、困っていきそうな人を見つけたり、もう少し積極的な支援も取り入れてもいいのかなと思いました。

○ 検察庁は捜査機関という特殊性があるので、外部の方と関わる機会はそれほど多くはありません。他方で、事件が発生した時の証拠収集という観点から見ると、証拠として裁判に提出して立証しないといけない都合上、知的障害等をお持ちの方からもしっかりとお話を聞いて、司法面接という、通常の取り調べとはまた違う工夫をしたり、迎合的にならないような聴取技法を内部の研修で行います。

また、司法面接などの手法を使って証拠収集し、被害に遭われた方でも、障害をお持ちの方とそうでない方とで、救済等で違いが出てこないように努力しているところ です。

最近では全体的に高齢化が進んでおり、それは被疑者も同様なので、声を大きくしたり、老眼鏡を貸出しするなど、私が勤めてきた検察庁では対応しておりました。

■ 裁判所の施策について説明しましたが、検察官の目から、これがあつたらいい、これは足りない等何かありますか。

○ 来庁者対応時の視点というところで、裁判所としては、やはり初めて来られた方が障害をお持ちなのかわからないけれども、聞くこと自体がそもそも失礼に当たるのではないか、その限られた中で見極めをして適切に接しないといけないという難しさが検察庁ではあまりないので、そのような面を工夫されているところが勉強になりました。

■ ありがとうございます。

学校には障害を持った生徒もいると思いますが、障害のある方にも教育のケアをきちんと提供するという観点から、様々な配慮をされているかと思います。茨城県の学校における障害者配慮の実情等について説明していただけますか。

○ 私は教員ではないので、学校現場で直接子どもたちに携わることはなかったのですが、今まで関わってきた仕事の中で合理的配慮に関してのことで言いますと、高校入試における障害のある受験者等に対する特別措置というものがあります。例えば、読字に困難さがある場合、問題用紙にルビを振ったりしていました。

また、例えば病気である生徒で治療等が必要な場合、入試の部屋を別室にしたり、出入りがしやすい教室を設定するなどの配慮をしてきました。

裁判所のお話の中でウェブでの調停などもしているとのことですが、最高裁判所の議決の中で、点字とか手話という合理的配慮があったと思います。点訳したり、手話通訳の方を派遣してもらったり、準備に相応の期間がかかるとは思います。申請とかにどのくらいの時間的な期間の余裕をお持ちですか。

△ 事務局の方からお話しします。

事件の中での合理的な配慮については、裁判体の判断の部分もありますので、ここでは差し控えたいと思います。

ウェブ調停の利用については、結果的に障害者配慮にも参与したという説明です。今ウェブ調停の方は制度化しており、ウェブ調停を利用したいと言っていればできますので、障害者配慮の準備の問題とはまた意を異にする問題かと思っています。

○ 私は、自己申告がしやすい環境を作ることがすごく大事だと思っていて、私が勤めている大学では集団サクセスセンターというのがあって、その中に専任の部門と専門の相談員がいます。学生はそこに相談をする、相談員が全学部で検討する、教授にフィードバックする、場合によって研修会を開くということをしているので、大学によってかなりやり方が違うかもしれませんが、これは学生の権利保障という意味からも茨城大学は以前から、この合理的配慮についてはかなり取り組んできております。

○ 最近の報道機関での取り組みについて説明します。まず、毎日発行している新聞の中にはイラスト・図解などがあり、まだ道半ばではありますが、カラーユニバーサルデザインへの対応というのが進みつつあります。

食品などの包装紙、あるいは行政機関などについては、カラーユニバーサルデザインの対応は進んでいると聞いています。我々の世代だと、小学校の健康診断の時に色覚検査があったかと思いますが、すでに20年以上前に廃止されています。

人の目の見え方、色見え方というのは様々なので、障害という括りからは外れると思いますが、日常生活で多様な見え方をする方が大勢いて、イラスト図解でカラーが入ると、逆にそれによって読めない、判読できないという事例が多々あり、これに対応したイラスト図解を提供することが、カラーユニバーサルデザインの対応です。

これは、新聞あるいはテレビのイラストなどだけでなく、日常生活の標識、あるいはポスター、貼り紙等でのカラーユニバーサルデザインに対応していく流れが進んでおります。いろいろな込み入った色を使うと、逆に見えなくなってしまう、読みきれない方が大勢いらっしゃるの前提になってきているということで、我々も対応していかなければならない動きが広まりつつあることを紹介します。

また、私どもの新聞社の中で、高次脳機能障害についてずっとフォローしている記者がいます。今から20年ほど前はあまり知られていなかった障害ですが、今年4月から高次脳機能障害者を支援する新法が施行されました。皆様の中でも理解している方が増えてきているかと思いますが、脳の病気、あるいは交通事故などによって記憶や行動に支障が出てしまう高次脳機能障害というものは、見た目ではほぼわからないが、実は障害を持っているというケースです。障害の出方も様々なので、なかなかひと括りでは言い切れませんが、この見た目でパッと見わからないという方が、実は不自由されていることがあります。漢字2文字で「障害」と一括りにして言いますが、非常に多彩で、時代とともに理解も深まっていくものだろうと考えています。

- 調停は裁判と違って非公開で行われ、私ども調停委員は守秘義務もありますので、お伝えできる範囲で私が担当した調停の事例を4つほど紹介させていただきます。

まず1つ目は、双方とも聴覚障害を持っているという事案です。2名の手話通訳者が調停委員の後方について、相向かいに座っている当事者に向かって、調停委員の話したことを手話通訳してくださり、当事者が手話でお話ししたことを口頭でまた通訳するということで、2名で、2、3分交代でされていました。手話通訳が終わり、主張の整理の際には、その都度当事者が内容を理解されているかということの確認をとって進行しました。

2つ目は、難聴の傾向があり多少お話しはできるけれども聞こえづらく、話すことも十分ではないといった当事者についてです。こちらについては、当事者には電子メモパッドを利用して視聴していただきました。調停委員側は、大中小の3種類のホワイトボードを利用して、主張や争点の整理を当事者が確認できるように、目に見える形で調整を図りました。またこのケースでは、家族も当事者の一人でしたので、確認や整理において同席して援助していただきました。ホワイトボードの使用例としては、大型のものに当事者双方の主張の対比を、中型のものでは書き取った主張の確認、小型では法的な観点や問題を説明する際に、手元で筆談するかたちでお伝えしました。

3つ目は、耳の聞こえづらい高齢者ということで、裁判所の方の備品として助聴機というものがございます。こちらを毎回用意していただいて、当事者には耳に当てていただきました。

4つ目は、高次脳機能障害の影響で理解の援助をすることを目的として、介助者に同席していただいたケースがあります。当然、担当裁判官とは同席していいかを相談した上で、情報の管理にかかる担保を得られることを前提として行いました。調停室とはフロアの違う待合室に待機している当事者を調停室に案内する際には、当事者の状態を確認して歩行速度を合わせ、適宜エレベーターを使用して調停室へ案内します。調停室に入る際にも、杖や車椅子を使用している当事者には、ドアの段差に注意を払い、できるだけ衝撃が少なくなるように、扉付近の席に案内します。また、次回期日を指定する際には、通院日等を配慮します。

- 水戸のウェブ調停の数がすごく多いということにびっくりしました。土浦はまだウェブ調停を手探りでやっている途中ですが、体が不自由な障害がある方の例として、移動が困難な当事者の方には、負担軽減のための配慮として、調停室を2つ用意します。通常、1つの部屋に、申立人と相手方を順番にお呼びして移動をお願いしていますが、移動が困難な方は同じ部屋に滞在していただき、調停委員が各調停室を行き来します。車椅子や多目的トイレを利用される可能性がある方に関しては、調停室を1階に準備して、多目的トイレから近いお部屋を確保する配慮を行っています。

裁判所への出頭が大きな負担となり、精神的にも、DVや待ち伏せが怖いなど、そういった方にはウェブ調停の活用を積極的に検討して、利用を案内する事が望ましいと示されておりますので、ウェブ調停を申し込む方がだいぶ増えていくという印象があります。

また、家族と全然相談できない方がすごくいて、お話を聞いている途中で、心がほぐれてきて、「実は誰にも言っていないが、鬱の薬を飲んでいて」とか、「こういうところがしんどい」みたいなことをおっしゃる方が多いので、そういう方に対してどうやって寄り添ったらいいのかということを日々考えております。そのような辛さとかを感じ取った時は、なるべく早く書記官に伝えたり、大きな動きがあった時にはすぐに対応ができるような形で、いろんなことを想定しながら進めています。

調停は長く続くので、途中で重い病気にかかってしまう方もいます。それでもどうしても調停に臨みたいという方もいらっしゃるのので、ご家族と相談したり、調停室を近くにしたり、荷物等をたくさんお持ちの方は一緒に持って歩くのもゆっくりにしたりして、そういったかたちで少しでもご負担が少なくなるように考えながらやっています。

- 調停委員の方から説明がありましたが、裁判官から調停での対応について補足することはありますか。

○ 調停の場合、基本的に本人の出頭を確保しないと話し合いの前提が作れません。身体的な障害を含めて、出来る限り本人の出頭を確保するための対応を手厚くしないと双方のお話をお伺いすることが出来ないのです、そういった配慮をする、インセンティブそのものが裁判所にはあるのかなという気がして聞いていました。そういう中で、精神障害とか知的障害に対する対応が十分できているのかと不安に思うところもあり、我々も医師ではないので、調停委員の先生方にも知識付与というか、予備的なご案内をしているわけではないので、見過ごしている可能性はあり得るなという気がしています。対応が難しい当事者にどう対応するのかという問題意識はありますが、それが個人の属性に過ぎないのか、障害に起因するものなのか、本人が自覚していないか申告がない場合には見わけすることは難しいので、そういう時にどういう対応をするのかというのは、知的障害などのノウハウ的な知識をある程度取り入れて組み上げる姿勢が必要なのかなと聞いておりました。

○ 私が所属する団体では、小学生の放課後子ども教室だったりとか、乳幼児期と小学生を合わせた病児保育とか、子育て支援全般を受託事業を含め実施しています。

フリースクールもやっているんですけど、病児保育を受けていたりする場合に、お子さんなので発達障害がわかる前や、わかっていても対応方法がうまく確立されてなく、わかっていない保護者の方もいます。私たちも、もしかしたら発達がゆっくりかなとか、保護者の方も、発達、理解力が少し少ないかなと思っている方々も結構いらっしゃって、その都度対応にすごく苦慮している状況です。

先日、放課後子ども教室が4月から始まったのですが、小学校の中でグレーゾーンと呼ばれている、特に病院に行って診断を受けていないけども、団体とか、大きいお部屋がちょっと苦手だというお子さんがいらっしゃいました。診断を受けていて対応方法が確実に分かっているのを毎回苦慮しながらやっている状況です。苦手なことがどういうことなのかをスタッフ同士で情報共有してやっていくことが多いのですが、同じADHDでも症状が違ったり対応方法が違ったりする場合も結構あるようで、スタッフ同士でその子にとってどういうふうに関わっていくのがいいのかというのを、その都度その都度相談しながら、より良い活動になるように一生懸命やっています。目で見てわかる障害は支援がしやすいのですが、発達障害とか知的とか、見てわからない方も多くいらっしゃって、私たちも対応に苦慮しているなという印象があり、こちらでも同じようにされているのかなという感想を持ちました。

■ 家庭裁判所の調査官が、家事事件、少年事件で調査事務を行う場合にその対象者が障害者であった場合などについても配慮する必要があると思います。その場合の実情について説明させていただきたいと思います。

△ 家庭裁判所には、家庭裁判所調査官という行動科学の知見を習得し、それを家裁の紛争解決や裁判官の判断に役立てていただくというようなことを専門としている職種がおりまして、裁判官の命令を受けて動いています。先ほど調停の場面の様子は調停委員をされている委員からお話がありましたけれども、成年後見関係事件ですと、その制度を利用したいというご本人は高齢者、認知症であったり、精神疾患をお持ちの障害者の方が大半です。家裁調査官が裁判官の命令を受けて、本人に対面で調査をして意向を確認する場合は、障害に応じて面談補助ツールで手続を説明したり、携帯用のホワイトボードを使って筆談や図示したりして、ご本人の自己決定をサポートするようにしております。少年事件ですと、発達障害を抱えている少年が一定数おりまして、それは軽度の知的障害だったり、アスペルガーであったり、ADHD だったり、診断を受けている少年もいれば、そうでない少年もおりますが、そのあたりを家裁調査官が見極めて、発達特性に応じた調査面接を行います。必要があるときは学校等の関係機関の方に出向いて情報収集しますが、少年の障害について正確に理解して、適切な処遇選択となるように、調査官が医務室技官である精神科医や看護師と連携して調査を進め、その内容を裁判官に報告するというような業務をしております。

■ みなさま、貴重なご意見ありがとうございました。